

別紙 4

市が留保地に整備を必要とする施設及び条件について

	施設名	想定敷地面積	事業主体	提案者に提示する条件
建築物・工作物	① 市立総合体育館	1.5 ha	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の「郷土の森総合体育館」と同規模の施設を想定しますが、具体的な機能等については、市全体の施設の在り方を踏まえて今後整理を行います。また、プロスポーツ対応を行える機能について検討します。</li> <li>・施設の整備、維持管理及び運営については、民間活力の活用を含めて検討することから、経営的視点も含めた民間のノウハウを活用した提案を期待します。</li> <li>・観覧場を有する多くの集客を見込む施設であるため、周辺環境や交通課題に配慮し、建設の実現が可能となる提案を求めます。</li> </ul>
	② 市立学校	1.5ha	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内小中学校の老朽化対策を効率的、かつ、効果的に進めるに当たり、老朽化対策の拠点として活用していくものです。全校対応完了後については、その時点における児童生徒数の人口動態を勘案しながら、学校施設の適正規模・適正配置に努めた活用方法を検討します。</li> <li>・遠方の学校改築のために利用する場合は、貸切バスでの送迎を想定するため、車両のスムーズな進入を可能とする土地利用を期待します。</li> </ul>
	③ 市美術館駐車場	0.2ha	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営的視点に立ち、民間活力を視野に入れた有料駐車場を想定します。また、配置は府中市美術館に近い位置とします。</li> <li>・市施設としての単独整備ではなく、民間施設との共同での設置が望ましいと考えます。その場合、既存実績の利用台数及び大型バススペースを必要とします。</li> </ul>
	④ 国立美術館保管収蔵研究施設	0.75ha	独立行政法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・留保地は、「来訪者が作品や修復過程を見学することが可能な、国立美術館保管収蔵研究施設（例：壱岐市立一支国博物館）」の候補地の一つにあがっています。提案においては、本施設が設置される場合を想定して提案ください。なお、本施設が設置されない場合、民間が活用するエリアとして変更が可能となるよう提案してください。</li> <li>・施設の整備、維持管理及び運営については、民間活力の活用を含めて検討されることから、経営的視点も含めた民間のノウハウを活用した提案を期待します。</li> </ul>
都市基盤	⑤ 道路・交通広場	提案者の提案	市及び民間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の規模及び配置は、事業者提案によるものとします。なお、区画道路の設置基準については、法律に定めるもののほか、「府中市開発事業に関する指導要綱」を遵守してください。</li> <li>・留保地の土地利用がなされる前に、市において、「幅員 4m の道路法上に基づく自転車歩行者専用道路（1,967.70 m<sup>2</sup>）」を小金井街道に併設して先行整備する予定です。</li> </ul>

別紙 4

	施設名	想定敷地面積	事業主体	提案者に提示する条件
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・留保地の土地利用においては、自家用車による交通負担を抑え、公共交通の利用を促進させるため、留保地内に交通広場を設けてください。交通広場は、留保地の土地利用における交通量の負担を抑えるとともに、「市全体の交通利便性の向上」に資する提案を期待します。</li> <li>・留保地内に整備する道路の主要な接続先は、「小金井街道」及び「美術館通り」としてください。「その他の市道」に接続する箇所については、道路幅員や交通状況等から、車両交通量の増加をさせないよう配慮してください。</li> <li>・「留保地の区域外の民有地の取得」を伴う道路新設・拡幅整備事業等は、原則想定していません。</li> <li>・整備を行う主体については、全体の土地利用を考慮の上、協議を行うことを想定しています。</li> <li>・整備後のマネジメントについては、公共における維持管理経費の負担軽減のための公民連携によるエリアマネジメント等の導入を想定します。</li> <li>・その他、「別紙2 府中基地跡地留保地における目指すべき土地利用の在り方について（答申）」の記載事項を踏まえてください。</li> </ul>
⑥	公園・緑地等	提案者の提案 (公園は0.75ha以上)	市及び民間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の規模及び配置は、事業者提案によるものとします。なお、公園・緑地等の設置基準については、法律に定めるもののほか、「府中市開発事業に関する指導要綱」を遵守してください。</li> <li>・府中市が有する「緑豊かなまち」などのブランドをいかし、整備する施設やエリアの価値を高めるための、新たな緑の空間としての役割をいかした環境づくりを求めます。</li> <li>・公園については、市と民間事業者の連携による整備を想定します。留保地における公園の核となる部分を市が整備し、民間事業者が整備する公園・緑地等と連携することで、魅力ある空間が創出できることを期待します。</li> <li>・公園の整備、維持管理及び活用については、民間活力の活用を含めて検討することから、経営的視点も含めた民間のノウハウを活用した提案を期待します。</li> <li>・その他、「別紙2 府中基地跡地留保地における目指すべき土地利用の在り方について（答申）」の記載事項を踏まえてください。</li> </ul>